

銃砲刀剣類所持者に関する申出制度

平成21年6月1日から、「銃砲刀剣類所持等取締法」の一部改正により「都道府県公安委員会に対する申出制度」が設けられました。

この制度により、周囲にいる猟銃・空気銃等の銃や刀剣類の所持者が、

- ・人に危害を加えるおそれがある
- ・公共の安全を害するおそれがある
- ・自殺のおそれがある

と思ったときは、誰でも、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができることになりました。



受付窓口

警察本部、警察署、交番、駐在所

申し出の方法

電話、口頭、メール、ファックス等方法を問いません。

申し出の対象

同居している人、近隣に住んでいる人、職場の同僚で猟銃・空気銃等の銃や刀剣類を持っている人

受理後の措置

申出事実の確認をするため必要な調査をして、適正に措置いたします。

根拠規定

銃砲刀剣類所持等取締法第29条

福 井 県 警 察